

2020年度「学まち連携大学」促進事業に対する質問一覧

[5月12日（火）～5月22日（金）受付分]

Q1. 各タイプにおける各年度の補助上限額について、毎年度減額幅の根拠はなにか。

A1.

本事業における補助期間終了後も、各採択大学での本事業での取組の自走化を見据えて、補助上限額を毎年度、概ね2割程度、逡減するよう設定をしています。

Q2. 発展型について、協力大学との間には、覚書の締結等が必要となるのか。

A2.

申請主体となる大学と協力大学との間における覚書の締結等については、各大学間において必要に応じて御判断いただきますようお願いします。

Q3. 京都府・京都市から大学への新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施要請により、初年度（令和2年度）の活動が大幅に制限されることが予想されるが、本事業の実施において、考慮される点はあるのか。

A3.

各大学等におかれましては、この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を進めていただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、各大学における取組が制限され、当初の事業計画で予定されていた取組の進捗に遅れ等が発生する可能性があると考えております。

このため、これらの事象が発生する場合は、個別に御相談いただき、中間評価等において、当該事情を考慮したいと考えております。